



平成 23 年 9 月 22 日

各 位

会 社 名 日本郵船株式会社
代表者名 代表取締役社長 工 藤 泰 三
コード番号 9101
上場取引所 東証、大証、名証各第一部
問合せ先 広報グループ長 江 黒 孝 夫
(TEL. 03-3284-5058)

会 社 名 郵船ロジスティクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉 本 博 光
コード番号 9370
上場取引所 東証第一部
問合せ先 IR 広報室長 益 田 信 介
(TEL. 03-6703-8231)

日本郵船と郵船ロジスティクスの海外事業統合に関する基本契約の修正に関する覚書の締結について

日本郵船株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：工藤泰三、以下「日本郵船」という）と、郵船ロジスティクス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：倉本博光、以下「郵船ロジスティクス」という）は、平成 22 年 12 月 22 日付で締結しました「日本郵船と郵船ロジスティクスの海外事業統合に関する基本契約の締結について」でご案内したとおり、各国及び各地域における各統合対象子会社の基本契約書において定められた基本方針及び基本条件に基づき海外事業統合（以下、「本件統合」という）を行ってまいりました。実施状況につきましては、平成 23 年 7 月 29 日付「日本郵船と郵船ロジスティクスの海外事業統合に関する実施状況について（その 2）」によりお知らせしたとおりです。

本日開催された両社の取締役会において、平成 22 年 12 月 22 日付で締結した基本契約に定める日本郵船又は郵船ロジスティクスの子会社（以下、「統合対象子会社」という）に含まれていない海外子会社の事業統合について基本契約の修正を行い、タイ・インドネシア・アラブ首長国連邦（UAE）における日本郵船の海外物流子会社を合併あるいは株式譲渡の方式により新たに郵船ロジスティクス連結対象子会社とし、統合対象子会社を追加する覚書を締結しましたのでお知らせします。

1. 本件統合の目的と背景

日本郵船及び郵船ロジスティクスは、日本郵船グループの物流事業の最適化及び効率化を図り、グループ・シナジーを最大限発揮する事により両社の事業の価値を向上させ、物流業界における真のグローバル・プレイヤーとしての地位を確立する事を目的として、各国及び各地域における本件統合を実施しております。

日本郵船の物流事業は陸上輸送・倉庫・配送や海上フォワーディング事業が主体であり、郵船ロジスティクスは航空フォワーディング事業が主体でありました。また、顧客層も多くは異なっていることから、本件統合によって世界トップレベルの事業規模と陸・海・空・ロジスティクスのあらゆるサービスメニューを提供できる体制が整う事となります。

2. 本件統合の要旨

2-1 本件統合の内容

具体的には、日本郵船及び郵船ロジスティクスは、各国又は各地域において統合対象事業を行っている統合対象毎に、本件統合の対象となる日本郵船及び郵船ロジスティクスそれぞれの日本国外における物流事業（以下、「統合対象事業」という）について、本基本契約に定められた基本方針及び基本条件（統合の方法、実行予定日等）に従って、本件統合を実施してまいります。

各国又は各地域における物流事業の統合（以下、「個別統合取引」という）は、基本契約に定める基本方針及び基本条件に従い、個別統合取引の当事者となるそれぞれの統合対象子会社間でその詳細を誠実に協議し、日本郵船及び郵船ロジスティクス双方の承諾を得た内容の当該個別統合取引に係る契約（以下、「個別統合取引契約」という）を締結し、個別統合取引契約の内容に従って個別統合取引を実施しております。

本日締結した覚書では、各国又は各地域における物流事業の統合の全体像は別紙2のとおりであり、日本郵船の統合対象子会社は5社（いずれの所在地も南アジア・オセアニア地域）、郵船ロジスティクスの統合対象子会社は2社（いずれの所在地も南アジア・オセアニア地域）となります。本件統合により、郵船ロジスティクスは統合対象子会社を連結子会社とし、その事業運営の管理については、郵船ロジスティクスが主体となって行う事となります。

また、個別統合取引のうち重要なものは別紙1のとおり、タイ（NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.の株式取得）、インドネシア（PT. NYK PUNINAR LOGISTICS INDONESIAの株式取得）です。

2-2 本件統合の日程

海外事業統合に関する覚書締結承認取締役会決議 （日本郵船、郵船ロジスティクス）	平成23年9月22日
海外事業統合に関する覚書締結 （日本郵船、郵船ロジスティクス）	平成23年9月22日
各個別統合取引の実行予定日	平成23年10月1日（予定）～平成24年4月1日（予定） において順次実施

（注1） 統合の日程は、本件統合の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日本郵船及び郵船ロジスティクス間で協議し合意のうえ、変更する事があります。

（注2） 重要な個別統合取引の実行予定日に関しましては別紙1を参照下さい。

2-3 本件統合の方式

上記 2-1「本件統合の内容」に記載のとおり、各国又は各地域における統合対象子会社毎に、各国の法制度を遵守しつつ、本基本契約において定められた基本方針及び基本条件（統合の方法、実行予定日等）に従い、合併あるいは株式譲渡の方法により個別統合取引を実施します。

2-4 本件統合にかかる意思決定のプロセス

日本郵船グループの物流最適化及び効率化を図り、グループ・シナジーを最大限に発揮するため、平成21年11月2日付「日本郵船の物流事業と郵船航空サービスの事業再編と統合に向けた協議の開始について」でお知らせしたとおり、両社の物流事業の再編と統合に向けた協議を開始しました。また、平成22年2月25日の両社間の本件統合に関する基本合意書の締結、さらに平成22年12月22日の海外事業統合に関する基本契約の締結を行った後、各国及び各地域における具体的な統合方式などについて継続的な協議・交渉を重ね、本日の基本契約の修正に関する覚書の締結に至りました。

3. 個別統合取引に係る基本方針及び基本条件の算定根拠

3-1 算定の基礎

個別統合取引における基本方針及び基本条件（一部を除く）の決定にあたっては、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に個々の統合対象子会社の株式価値の算定を依頼する事とし、日本郵船は株式会社 KPMG FAS（以下、「KPMG」という）を、郵船ロジスティクスはプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下、「PwC」という）を、第三者算定機関として選定しました。

KPMG は、個々の統合対象子会社について、個々の統合対象子会社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунティッド・キャッシュフロー（以下、「DCF」という）方式を採用して算定を行いました。

なお、KPMG は株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものである事を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。また、個々の統合対象子会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、個々の統合対象子会社の財務予測に関する情報については、日本郵船及び郵船ロジスティクスの経営陣により現時点で可能な最適の予測と判断に基づき合理的に作成された事を前提としております。

KPMG が提出した株式価値の算定結果は、個別統合取引における公正性について意見を表明するものではありません。

一方、PwC は、個々の統合対象子会社について、個々の統合対象子会社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 方式を採用して算定を行いました。

なお、PwC は株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものである事を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。また、個々の統合対象子会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、個々の統合対象子会社の財務予測に関する情報については、日本郵船及び郵船ロジスティクスの経営陣により現時点で可能な最適の予測と判断に基づき合理的に作成された事を前提としております。

PwC が提出した株式価値の算定結果は、個別統合取引における公正性について意見を表明するものではありません。

3-2 算定の経緯

日本郵船と郵船ロジスティクスは、上記の第三者算定機関によって算定された個々の統合対象子会社の株式価値に基づき、それらの算定結果を参考に慎重に検討し、個々の統合対象子会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社でそれぞれの個別統合取引における合併比率又は譲渡価格を含む基本方針及び基本条件について協議・交渉を重ね、それぞれ平成 23 年 9 月 22 日に開催された取締役会において承認を受け、それぞれの個別統合取引における基本方針及び基本条件を決定しました。

3-3 算定機関との関係

日本郵船の第三者算定機関である KPMG 及び郵船ロジスティクスの第三者算定機関である PwC は、いずれも日本郵船及び郵船ロジスティクスとは独立しており、日本郵船又は郵船ロジスティクスの関連当事者には該当せず、本件統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

3-4 公正性を担保するための措置

本件統合に際して、公正性を担保する事を目的として、上記 3-1 に記載のとおり、日本郵船及び郵船ロジスティクスは、それぞれ別個独立に第三者算定機関に個々の統合対象子会社の株式価値の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考にして、両社間で慎重に協議・交渉を行い、その結果合意された基本方針及び基本条件により本件統合を実施する事としました。

3-5 利益相反を回避するための措置

利益相反を回避する観点から、郵船ロジスティクスの意思決定機関である取締役会及びその監督のもとにその業務の執行を司る機関である執行役員会における経営判断のもと、独自的意思決定を行うとともに、取締役会及び執行役員会の業務の執行を客観的かつ中立的な視点から監査するために社外監査役 2 名を含む 4 名の監査役が平成 23 年 9 月 22 日開催の取締役会に出席し、海外事業統合に関する基本契約の修正に関する覚書の締結について異議がない旨の意見を述べております。また、郵船ロジスティクスは法務アドバイザーとして須藤・高井法律事務所を選任し、本件統合の適切な手続き及び対応等について法的な観点から助言を受けております。

4. 本件統合後の状況

本件統合は、各国又は各地域の統合対象子会社間の取引であるため、本件統合後の郵船ロジスティクスにつきましては、名称、所在地（本店）、所在地（主な事業所）、代表者の役職・氏名、事業内容、決算期に変更はありません。本件統合によって、郵船ロジスティクスの資本金及び発行済株式総数に変更はありません。統合後の郵船ロジスティクスの連結純資産、連結総資産は今後決定される予定です。

5. 日本郵船と郵船ロジスティクスの業績に関する今後の見通し

日本郵船と郵船ロジスティクスの統合対象子会社間の取引は、平成 23 年 10 月以降に順次行われますが、今期の業績予想には組込まれており、業績に与える影響は軽微である見込みです。なお、今後両社で検討し、業績予想の修正が必要と判断した場合には速やかに開示します。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本件統合に伴い日本郵船と郵船ロジスティクスとの間で締結した基本契約は、郵船ロジスティクスにとって支配株主との取引等に該当します。郵船ロジスティクスが平成 23 年 7 月 19 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本基本契約の締結における適合状況は、以下のとおりです。

日本郵船及び郵船ロジスティクスは、それぞれ独立の第三者算定機関によって算定された個々の統合対象子会社の株式価値に基づき、両社間で協議・交渉を行い、その結果合意された基本方針及び基本条件により本件統合を実施しております。よって、本件統合は市場価格を勘案した一般的取引と同じ条件によるものであり、それぞれの企業価値の向上及び株主共同の利益に資するとの判断に至るものと総合的に勘案しております。

なお、郵船ロジスティクスが平成 23 年 7 月 19 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は、以下のとおりです。

「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」

当社と支配株主及びその企業グループとの間の事業活動上の取引は僅少ではありますが、取引が発生する場合は、市場価格を勘案した一般的取引と同じ条件によっております。また、不動産取引について

は近隣相場を勘案し、両社折衝の上、条件を決定しております。当社の事業展開にあたっては、日本郵船株式会社の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、当社の意思決定機関である取締役会及びその監督のもとに業務の執行を司る機関である執行役員会における経営判断のもと、独自の意思決定を行っています。また、取締役会や執行役員会の業務の執行を客観的かつ中立的な視点から監査するために、社外監査役2名を含め4名の監査役が監査を実施しています。上述の意思決定機関及び監査体制により、会社の業務が適正に遂行されている事を確認しており、日本郵船グループとの取引についても、当社もしくは少数株主が不利益となる取引等はなく、少数株主保護の体制が維持されていると判断しております。なお、当社は、日頃のIR活動を通じて、適時・正確・公平な情報開示を継続して実施しており、これも、少数株主保護に資しているものと考えております。

本件統合に関する取引に関しましては、上記の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しております。

本件統合についても日本郵船及び郵船ロジスティクスは上記3-4「公正性を担保するための措置」及び上記3-5「利益相反を回避する措置」に記載のとおり公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

また、郵船ロジスティクスは、平成23年9月16日付で支配株主との間で利害関係を有しない須藤・高井法律事務所より、本件は、その事業上の必要性が明らかである事、その意思決定プロセスは度重なる交渉を経て覚書の締結に至ったものであって公正である事、また、その対価については、独立した第三者機関による算定結果に基づき当該対価が決定された事を確認するとともに、価格の適正性を担保する客観的状況が確保されていた事及び本件統合に関する株主への開示についても、株主をして自らの投資判断に基づいて行動しうる機会を確保する為に十分なものと言えるものである事などの観点から総合的に検討した結果、本件統合が少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を入手しております。

以 上

別紙1 重要な個別統合取引及び統合対象子会社の概要

1. タイ事業会社の統合

1-1. 統合の概要・方式

郵船ロジスティクスは、現在 NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.の発行済株式の 13.82%を保有しております。加えて、郵船ロジスティクスの連結子会社である YUSEN AIR & SEA SERVICE MANAGEMENT (THAILAND)CO.,LTD.は、現在 NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.の発行済株式の 1.78%を保有しております。

本個別統合取引により、郵船ロジスティクスは、N.Y.K. (THAILAND) CO.,LTD.が保有する NYK LOGISTICS (THAILAND)CO.,LTD.の発行済株式の 18.81%および NYK LINE (THAILAND)CO.,LTD.が保有する NYK LOGISTICS (THAILAND)CO.,LTD.の発行済株式 0.83%を新たに取得し、郵船ロジスティクスの NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.に対する株式保有比率は 33.47%となります。

また、NYK LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.は、現在 NYK LINE (THAILAND) CO.,LTD.の発行済株式総数の 51.00%を保有する一方で、NYK LINE (THAILAND) CO., LTD.は、本個別統合取引後において NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.の発行済株式総数の 56.73%を保有することとなり、株式の持ち合いにより、双方の議決権数が有効な議決権数から除外されます。よって議決権総数 70,000 個のうち、有効な議決権数は 30,290 個となります。

その結果、郵船ロジスティクスは、間接保有分も含め NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.の有効な議決権の 81.45%を保有することとなり、NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.を連結子会社とします。本個別統合取引の対価として、郵船ロジスティクスは、合計で約 3,271 百万円の支払いを予定しております。なお、本個別統合取引は外貨建取引のため、上記支払い価格は 2011 年 8 月末仲値を換算レートとした参考価格となります。

当該取引の概要は以下のとおりです。

1-2. 統合対象（異動する）タイ事業会社の概要

(1) 名称	NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.	
(2) 所在地	11TH,12TH,14TH,15TH FL, OCEAN INSURANCE BUILDING 163 SURAWONGSE ROAD,BANGKOK 10500 THAILAND	
(3) 代表者の役職・氏名	PRESIDENT・佐藤 実	
(4) 事業内容	通関業務、陸上運送事業、工場設備等据付け業務等	
(5) 資本金	70,000 千 BAHT	
(6) 設立年月日	1969 年 6 月 5 日	
(7) 大株主及び持株比率	NYK LINE (THAILAND) CO.,LTD. 57.56% N.Y.K. (THAILAND) CO.,LTD. 18.81% 郵船ロジスティクス株式会社 13.82%	
(8) 郵船ロジスティクスと当該会社との関係	資本関係	郵船ロジスティクスは当該会社の 13.82%の株式を所有しております。なお、当該会社は郵船ロジスティクスの親会社である日本郵船の子会社です。
	人的関係	郵船ロジスティクスと当該会社の間には社員 2 名を出向派遣しております。その他特記すべき人的関係はありません。
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成21年3月期(単体)	平成22年3月期(単体)	平成23年3月期(単体)
純資産(千BAHT)	3,113,525	3,430,922	3,905,433
総資産(千BAHT)	3,399,462	3,850,608	4,393,513
1株当たりの純資産 (BAHT)	44,478.93	49,013.17	55,791.90
売上高(千BAHT)	3,352,570	3,024,495	3,903,152
営業利益(千BAHT)	426,483	396,624	597,792
経常利益(千BAHT)	497,941	461,243	686,927
当期純利益(千BAHT)	348,895	327,897	485,011
1株当たりの当期純利益 (BAHT)	4,984.21	4,684.24	6,928.73
1株当たりの配当金 (BAHT)	150.00	150.00	150.00

なお、別紙2に記載の郵船ロジスティクスのタイ事業会社である YUSEN AIR & SEA SERVICE (THAILAND) CO., LTD.は、その事業の全部を NYK LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.に譲渡した後、解散および清算手続きを開始します。NYK LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.は社名を YUSEN LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD. に変更します。

1-3. 異動の日程

(1) 取締役会決議	平成23年9月22日
(2) 個別統合取引契約締結日	未定
(3) 株式引渡期日	平成23年10月1日(予定)

1-4. 今後の見通し

当該株式取得の実行予定日は平成23年10月1日ですが、郵船ロジスティクスの当連結会計年度(平成24年3月期)の業績予想に与える影響は、業績予想に組込んでおり、軽微です。また、日本郵船の当連結会計年度(平成24年3月期)の業績予想に与える影響はありません。なお、今後両社で検討し、業績予想の修正が必要と判断した場合には速やかに開示します。

1-5-1. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	N.Y.K. (THAILAND) CO., LTD.	
(2) 所在地	11TH FLOOR, OCEAN INSURANCE BUILDING 163 SURAWONGSE ROAD, BANGKOK 10500 THAILAND	
(3) 代表者の役職・氏名	PRESIDENT・佐藤 実	
(4) 事業内容	タイにおける日本郵船グループ会社の統轄	
(5) 資本金	164,000 千BAHT	
(6) 設立年月日	1969年5月2日	
(7) 純資産	315,795 千BAHT	
(8) 総資産	316,676 千BAHT	
(9) 大株主及び持株比率	日本郵船株式会社 100.0%	
(10) 郵船ロジスティクスと当該会社の関係	資本関係	郵船ロジスティクスと当該会社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、当該会社は郵船ロジスティクスの親会社である日本郵船の完全子会社です。
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。

	取引関係	記載すべき資本関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は日本郵船の連結子会社であり、郵船ロジスティクスの関連当事者に該当します。

1-5-2. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	NYK LINE (THAILAND) CO.,LTD.	
(2) 所在地	OCEAN INSURANCE BUILDING 9-11TH FLOOR 163 SURAWONGSE ROAD,BANGRAK BANGKOK 10500,THAILAND	
(3) 代表者の役職・氏名	PRESIDENT・真田 哲也	
(4) 事業内容	海運代理店業	
(5) 資本金	10,000 千 BAHT	
(6) 設立年月日	1988 年 7 月 26 日	
(7) 純資産	689,406 千 BAHT	
(8) 総資産	1,169,850 千 BAHT	
(9) 大株主及び持株比率	NYK LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.	51.0%
	日本郵船株式会社	42.0%
	N.Y.K. (THAILAND) CO.,LTD.	7.0%
(10) 郵船ロジスティクスと当該会社の関係	資本関係	郵船ロジスティクスと当該会社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、当該会社は郵船ロジスティクスの親会社である日本郵船の子会社です。
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	記載すべき資本関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は日本郵船の連結子会社であり、郵船ロジスティクスの関連当事者に該当します。

1-6. 取得株式数、取得価格及び取得前後の所有株式の情報

	N.Y.K.(THAILAND)CO.,LTD.	NYK LINE(THAILAND)CO.,LTD.	郵船ロジスティクス
(1) 異動前の所有株式数	13,168 株 (議決権の数：13,168 個) (所有割合：18.81%)	40,294 株 (議決権の数：40,294 個) (所有割合：57.56%)	9,676 株 (議決権の数：9,676 個) (所有割合：13.82%)
(2) 取得株式数	13,752 株 (議決権の数：13,752 個) (発行済株式数に対する割合：19.65%) (取得価格：1,282,566 千 BAHT (約 3,271 百万円))		
	N.Y.K. (THAILAND) CO.,LTD.	NYK LINE(THAILAND)CO.,LTD.	郵船ロジスティクス
(3) 異動後の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (所有割合：－%)	39,710 株 (議決権の数：39,710 個) (所有割合：56.73%)	23,428 株 (議決権の数：23,428 個) (所有割合：33.47%)

2. インドネシア事業会社の統合

2-1. 統合の概要・方式

郵船ロジスティクスは、日本郵船グループのインドネシア物流事業会社である PT. NYK PUNINAR LOGISTICS INDONESIA の発行済株式の 48.4%を日本郵船から、2.0%を日本郵船の連結子会社である P.T. NYK LINE INDONESIA から、および 0.6%を日本コンテナ・ターミナル株式会社から取得することにより、発行済株式総数に対する保有比率が 51.0%となり連結対象子会社とします。

本個別統合取引の対価として、郵船ロジスティクスは合計で約 289 百万円の支払を予定しております。なお、本個別統合取引は外貨建取引のため、上記支払い価格は 2011 年 8 月末仲値を換算レートとした参考価格となります。

当該取引の概要は以下のとおりです。

2-2. 統合対象（異動する）インドネシア事業会社の概要

(1) 名称	PT. NYK PUNINAR LOGISTICS INDONESIA		
(2) 所在地	JL.RAYA CAKUNG CILINCING KM 1,5 JAKARTA 13910,INDONESIA		
(3) 代表者の役職・氏名	PRESIDENT DIRECTOR・EDDY KOROMPIS		
(4) 事業内容	コンテナデポ業、倉庫業 等		
(5) 資本金	10,000 千 USD		
(6) 設立年月日	1991 年 10 月 30 日		
(7) 大株主及び持株比率	日本郵船株式会社		56.4%
	PUNINAR SARANA RAYA		37.8%
(8) 郵船ロジスティクスと当該会社との関係	資本関係	記載すべき資本関係はありません。	
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。	
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。	
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 21 年 3 月期 (単体)	平成 22 年 3 月期 (単体)	平成 23 年 3 月期 (単体)
純資産 (千 USD)	11,060	11,734	11,813
総資産 (千 USD)	19,623	19,368	19,091
1 株当たりの純資産 (USD)	1,106.03	1,173.43	1,181.29
売上高 (千 USD)	13,853	10,196	12,688
営業利益 (千 USD)	1,063	1,015	823
経常利益 (千 USD)	395	1,195	934
当期純利益 (千 USD)	33	674	589
1 株当たりの当期純利益 (USD)	3.31	67.41	58.85
1 株当たりの配当金 (USD)	0	0	51.00

2-3. 異動の日程

(1) 取締役会決議	平成 23 年 9 月 22 日
(2) 株式譲渡契約締結日	未定
(3) 株式引渡期日	平成 23 年 10 月 1 日 (予定)

2-4. 今後の見通し

当該株式譲渡の実行予定日は平成 23 年 10 月 1 日ですが、郵船ロジスティクスの当連結会計年度（平成 24 年 3 月期）の業績予想に与える影響は軽微です。また、日本郵船の当連結会計年度（平成 24 年 3 月期）の業績予想に与える影響はありません。

2-5-1. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	日本郵船株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長・工藤 泰三	
(4) 事業内容	総合物流事業及び客船事業、ターミナル関連事業 等	
(5) 資本金	144,319 百万円	
(6) 設立年月日	1885 年 9 月 29 日	
(7) 連結純資産	728,094 百万円	
(8) 連結総資産	2,126,812 百万円	
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口） 6.94% 株式会社（信託口） 5.91% 日本マスタートラスト信託銀行 東京海上日動火災保険会社 3.01% 株式会社（三菱重工業株式会 社口・退職給付金信託口） 3.21% 日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社（信託口 9） 2.73%	
(10) 郵船ロジスティクスと 当該会社の関係	資本関係	日本郵船は郵船ロジスティクスの親会社です。
	人的関係	日本郵船より社員 2 名が郵船ロジスティクスの執行役員に就任しております。また、その他社員 22 名の出向派遣を行っております。一方、郵船ロジスティクスは、日本郵船に社員 3 名の出向派遣を行っております。その他特記すべき人的関係はありません。
	取引関係	郵船ロジスティクスと当該会社との間の事業活動上の取引は僅少であり、特記すべき取引関係はありません。また、取引が発生する場合は市場価格を勘案した一般的取引と同じ条件によっております。
	関連当事者への該当状況	日本郵船は郵船ロジスティクスの親会社であり、関連当事者に該当します。

2-5-2. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	P.T.NYK LINE INDONESIA
(2) 所在地	PLAZA BII MENERA 2, 17TH FLOOR, JL M. H. THAMRIN NO. 51, JAKARTA 10350, INDONESIA
(3) 代表者の役職・氏名	PRESIDENT DIRECTOR・磯村 克生
(4) 事業内容	外航海運業 等

(5) 資本金	600 千 USD	
(6) 設立年月日	1992 年 4 月 1 日	
(7) 純資産	5,890 千 USD	
(8) 総資産	13,599 千 USD	
(9) 大株主及び持株比率	日本郵船株式会社	95.0%
(10) 郵船ロジスティクスと 当該会社の関係	資本関係	郵船ロジスティクスと当該会社の間に記載すべき資本関係はありません。なお、当該会社は郵船ロジスティクスの親会社である日本郵船の子会社です。
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は日本郵船の連結子会社であり、郵船ロジスティクスの関連当事者に該当します。

2-5-3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	日本コンテナ・ターミナル株式会社		
(2) 所在地	東京都港区三田一丁目 4 番 28 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊池 晋		
(4) 事業内容	主としてコンテナに関する港湾運送事業、海運代理業、通関業 等		
(5) 資本金	250 百万円		
(6) 設立年月日	1967 年 6 月 1 日		
(7) 純資産	5,036 百万円		
(8) 総資産	8,578 百万円		
(9) 大株主及び持株比率	日本郵船株式会社	51.0%	三菱倉庫株式会社 49.0%
(10) 郵船ロジスティクスと 当該会社の関係	資本関係	郵船ロジスティクスと当該会社の間に記載すべき資本関係はありません。なお、当該会社は郵船ロジスティクスの親会社である日本郵船の子会社です。	
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。	
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は日本郵船の連結子会社であり、郵船ロジスティクスの関連当事者に該当します。	

2-6. 取得株式数、取得価格及び取得前後の所有株式の情報

	日本郵船	P.T.NYK LINE INDONESIA	日本コンテナ・ターミナル株式会社	郵船ロジスティクス
(1) 異動前の所有株式数	5,640 株 (議決権の数 : 5,640 個) (所有割合 : 56.4%)	200 株 (議決権の数 : 200 個) (所有割合 : 2.0%)	60 株 (議決権の数 : 60 個) (所有割合 : 0.6%)	0 株 (議決権の数 : 0 個) (所有割合 : —%)
(2) 取得株式数	5,100 株 (議決権の数 : 5,100 個) (発行済株式数に対する割合 : 51.0%) (取得価格 : 3,766 千 USD (約 289 百万円))			
	日本郵船	PT.NYK LINE INDONESIA	日本コンテナ・ターミナル	郵船ロジスティクス
(3) 異動後の所有株式数	800 株 (議決権の数 : 800 個) (所有割合 : 8.0%)	0 株 (議決権の数 : 0 個) (所有割合 : —%)	0 株 (議決権の数 : 0 個) (所有割合 : —%)	5,100 株 (議決権の数 : 5,100 個) (所有割合 : 51.0%)

別紙2 個別統合取引の概要

国又は地域	統合対象子会社		基本方針及び基本条件					統合後の新社名 (合、予定)	実行日 (合、予定)
	日本郵船	郵船 ロジスティクス	統合の方法	合併の場合	株式譲渡・事業譲渡の場合				
				存続会社	譲渡対象	譲渡元	譲渡先		
タイ	NYK LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	—	株式譲渡	—	NYK LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD. 株式	N.Y.K. (THAILAND) CO., LTDおよび NYK LINE (THAILAND) CO., LTD.	郵船ロジスティクス (株)	YUSEN LOGISTICS (THAILAND)CO., LTD.	2011/10/1
	NYK LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	YUSEN AIR & SEA SERVICE (THAILAND) CO., LTD. (注)	事業譲渡	-	YUSEN AIR & SEA SERVICE (THAILAND) CO., LTD. 事業	YUSEN AIR & SEA SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	YUSEN LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.		2011/10/1
インドネシア	PT.NYK NEW WAVE LOGISTICS INDONESIA	PT.YUSEN AIR & SEA SERVICE INDONESIA	合併	PT.YUSEN AIR & SEA SERVICE INDONESIA	-	-	-	PT.YUSEN LOGISTICS INDONESIA	2012/4/1
	PT.NYK NEW WAVE WAREHOUSING INDONESIA	-	株式譲渡	-	PT.NYK NEW WAVE WAREHOUSING INDONESIA 株式	NYKロジスティック スジャパン (株)	郵船ロジスティクス (株)	未定	2012/4/1
	PT.NYK PUNINAR LOGISTICS INDONESIA	-	株式譲渡	-	PT.NYK PUNINAR LOGISTICS INDONESIA 株式	日本郵船(株)、日本コ ンテナ・ターミナル (株)およびP.T.NYK LINE INDONESIA	郵船ロジスティクス (株)	PT.PUNINAR AND YUSEN LOGISTICS INDONESIA	2011/10/1
アラブ首長国連邦 (UAE)	NYK LOGISTICS (MIDDLE EAST)LLC	—	株式譲渡	-	NYK LOGISTICS (MIDDLE EAST)LLC 株式	日本郵船(株)	郵船ロジスティクス (株)	YUSEN LOGISTICS (MIDDLE EAST)LLC	2011/10/1

注：YUSEN AIR & SEA SERVICE (THAILAND) CO., LTD. は NYK LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD. に事業譲渡後、解散および清算手続きを開始します。